		Ａ１、ＶＹ12、ＫＥ０、ＡＡ１、ＢＡ１、ＢＡ２、Ｃ28、ＲＺ34、ＺＥ２、Ｅ26　ＭＩＴＳＵＢＩＳＨＩ　Ｂ34Ｗ、Ｂ35Ｗ、Ｂ37Ｗ、Ｂ38Ｗ、Ｂ33Ｗ、Ｂ36Ｗ、ＢＡ１Ａ、ＢＡ２Ａ、ＢＡ５Ａ、ＢＡ６Ａ

○国土交通省告示第千二百五十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年四月二十二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日　　国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ―2925	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ―６Ｍ60Ｔ6280	三菱　２ＫＧ―Ｆ＊＊＊＊＊＊、三菱　２ＤＧ―Ｆ＊＊＊＊＊＊＊、三菱　２ＰＧ―ＭＰ＊＊＊＊＊、三菱　２ＫＧ―ＭＰ＊＊＊＊＊＊、三菱　２ＷＧ―ＭＰ＊＊＊＊＊＊	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県三崎市中原区大倉町10番地

○国土交通省告示第千二百五十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年四月二十三日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日　　国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 166 Ｒ 01／00＊0003＊01	Ｒ166　直前直左右確認装置　レクサス　ＸＺ２Ｌ	ＡＸＺＨ21―ＡＥＸＧＢ、ＡＸＺＨ26―ＡＥＸＧＢ、ＸＸＺＭ21―ＡＥＤＧＮ、ＸＸＺＭ26―ＡＥＤＧＮ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百五十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年四月二十八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日　　国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ―3356	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＡＡ―Ａ25Ａ―ＦＸＳ３	レクサス　６ＡＡ―ＡＡＷＨ15Ｗ、トヨタ　６ＡＡ―ＡＡＨＨ45Ｗ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百五十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年四月二十八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日　　国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 155 Ｒ 00／03＊0012＊02	Ｒ155　サイバーセキュリティー　トヨタ　ＡＨ４	ＡＡＨＨ40Ｗ―ＰＦＸＬＢ、ＡＡＨＨ40Ｗ―ＰＦＸＱＢ、ＡＡＨＨ40Ｗ―ＰＦＸＲＢ、ＡＡＨＨ40Ｗ―ＰＦＸＴＢ、ＡＡＨＨ40Ｗ―ＰＦＸＶＢ、ＡＡＨＨ40Ｗ―ＰＦＸＺＢ、ＡＡＨＨ40Ｗ―ＰＲＸＱＢ、ＡＡＨＨ45Ｗ―ＰＦＸＬＢ、ＡＡＨＨ45Ｗ―ＰＦＸＱＢ、ＡＡＨＨ45Ｗ―ＰＦＸＲＢ、ＡＡＨＨ45Ｗ―ＰＦＸＴＢ、ＡＡＨＨ45Ｗ―ＰＦＸＶＢ、ＡＡＨＨ45Ｗ―ＰＦＸＺＢ、ＡＡＨＨ45Ｗ―ＰＲＸＱＢ、ＡＡＨＰ45Ｗ―ＰＰＸＬＢ、ＡＡＨＰ45Ｗ―ＰＰＸＴＢ、ＡＡＨＰ45Ｗ―ＰＰＸＶＢ、ＡＡＨＰ45Ｗ―ＰＰＸＺＢ、ＡＧＨ40Ｗ―ＰＦＸＬＫ、ＡＧＨ40Ｗ―ＰＦＸＱＫ、ＡＧＨ40Ｗ―ＰＦＸＲＫ、ＡＧＨ40Ｗ―ＰＦＸＴＫ、ＡＧＨ45Ｗ―ＰＦＸＬＫ、ＡＧＨ45Ｗ―ＰＦＸＱＫ、ＡＧＨ45Ｗ―ＰＦＸＲＫ、ＡＧＨ45Ｗ―ＰＦＸＴＫ、ＴＡＨＡ40Ｗ―ＰＦＺＴＴ、ＴＡＨＡ45Ｗ―ＰＦＺＴＴ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百五十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年六月三日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日　　国土交通大臣　井林　辰憲